

平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
平成24年度インターネットチケット販売システム決済代行業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	ピリングシステム株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	7,996,433	—	—		25	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立劇場映像設備のうち、カラーカメラに係る保守業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	池上通信機株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,942,500	—	—		25	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成21年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成22年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度国立文楽劇場用地の賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 国立文楽劇場部長・桜井弘／ 大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	大阪市	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	89,674,806	—	—	当該契約相手方が所有する土地の賃貸借であるため、競争相手方が存在しない。	5	
平成24年度大道具・小道具の賃貸借及び管理等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区 区集町4-1	平成24年4月1日	日本総合舞台美術株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	273,686,797	—	—	発注意図に即した大道具を製造できる会社は、「歌舞伎小道具製作」(平成8年5月10日指定)並びに「歌舞伎大道具(背景画)製作」として「文化財保存技術」の団体指定を受けている藤浪小道具株式会社、金井大道具株式会社等により構成される当該契約相手方をおいて他にないため、競争性がない。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度複写機(富士ゼロックス製)一式の賃貸借及び保守	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区 区集町4-1	平成24年4月1日	富士ゼロックス株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,330,071	—	—	同一機器を前年度より継続して使用するため、競争性がない。	5	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年4月歌舞伎公演出演者への宿泊の提供	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区 区集町4-1	平成24年4月1日	株式会社京王プレッソイン 京王プレッソイン東銀座	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,577,310	—	—	歌舞伎俳優は全て松竹櫛に所属し、当該契約相手方は、松竹の歌舞伎公演で歌舞伎俳優が使用しているホテルであるため。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度「あぜくら会」会員証業務提携	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区 区集町4-1	平成24年4月1日	株式会社ジェーシービー	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	15,316,159	—	—	劇場におけるチケット販売のシステムに、当該契約相手方のシステムを組み込み設定しているため、競争相手方が存在しない。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度羽田空港国際線ターミナルビル構内電飾看板への国立劇場案内の掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区 区集町4-1	平成24年4月1日	三晃株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,028,992	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場所における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度劇場バスの運行	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区 区集町4-1	平成24年4月1日	東京都交通局	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	8,418,385	—	—	本件は、公演終了後に観客を最寄りの駅まで輸送する業務であり、一般乗合旅客自動車としての運行を契約している。当該路線について輸送の許可を受けている者が当該契約相手方のみのため。	5	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度公演記録写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 国立文楽劇場部長・桜井弘／ 大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	森口写真工房	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,600,270	—	—	当該契約相手方は、文楽等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での公演記録としての適切なポイントを逸することなく撮影することが可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立劇場おきなわ業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／ 東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	612,462,000	—	1人	国立劇場おきなわの運営に当たっては業務方法書第15条第3項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっているため。	12	
平成24年度国立劇場自主公演宣伝写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／ 東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	株式会社アートランド	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,903,229	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での適切なポイントを選することなく撮影すること可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立劇場本館及び演芸資料館における公演記録写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／ 東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	有限会社アングル	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,063,877	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での公演記録としての適切なポイントを選することなく撮影することが可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立劇場本館及び演芸資料館における公演記録写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／ 東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,605,300	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での公演記録としての適切なポイントを選することなく撮影することが可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立能楽堂自主公演記録写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 理事長・茂木賢三郎／ 東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	有限会社アングル	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,074,842	—	—	当該契約相手方は、能楽等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での公演記録としての適切なポイントを選することなく撮影することが可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立文楽劇場文楽技術室床山作業業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 国立文楽劇場部長・桜井弘／ 大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	有限会社司人形かつら工藝	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,055,250	—	—	当該業務を履行できる業者は当該契約相手方以外に存在しない。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度新国立劇場業務委託契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	公益財団法人新国立劇場運営財団	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,017,840,000	—	1人	新国立劇場の運営に当たっては業務方法書第15条第3項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっているため。	12	
平成24年度新大阪駅への文楽広報広告の掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	株式会社ジェイアール東海エージェンシー	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,465,000	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場所における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	
平成24年度新聞広告「演劇案内」掲載(朝日新聞、読売新聞)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	株式会社電通東日本	競争に付することが不利と認められるため(会計規程第24条第1項第3号に該当)	非公表	7,192,710	—	—	本件出稿枠は当該契約相手方が管轄しており、他の者も同社を通じて出稿する形態であるため、当該相手方に請け負わせるのが最も有利である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度地下鉄堺筋線日本橋駅車内放送	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	株式会社大広	競争に付することが不利と認められるため(会計規程第24条第1項第4号に該当)	非公表	1,294,650	—	—	当方の仕様を満たす放送枠を所有しているのが同社しかなく、他に競争を許さない。	5	
平成24年度地下鉄日本橋駅7号通路ポスター枠及び駅階段目付道標掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	株式会社大阪実業広告社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,428,000	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場所における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	
平成24年度東急田園都市線渋谷駅構内の国立劇場専用設置看板掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	交通広告株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,544,000	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場所における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	
平成24年度東京オペラシティビル共同利用施設 新国立劇場・東京オペラシティビル駐車場管理委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	東京オペラシティビル株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	66,563,750	—	—	新国立劇場が設置されている初台淀橋街区管理協定書で定められているため、契約相手方以外の業者が存在しない。	5	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度東京メトロ駅構内「国立劇場専用看板」へのポスター掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	株式会社メトロアドエージェンシー	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	12,600,000	—	—	東京地下鉄株式会社の駅構内看板広告等は、代理店が競合しないよう東京地下鉄株式会社が担当場所を割り振っているため、競争が成立しない。	5	
平成24年度東京メトロ駅構内「電飾看板」への国立劇場案内及び公演案内の掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	株式会社メトロアドエージェンシー	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,969,700	—	—	東京地下鉄株式会社の駅構内看板広告等は、代理店が競合しないよう東京地下鉄株式会社が担当場所を割り振っているため、競争が成立しない。	5	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度東京メトロ東銀座駅構内電飾看板の公演案内掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	株式会社総合交通広告	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,074,716	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	
平成24年度文楽関係資料に関する寄託契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘/大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	三井倉庫株式会社	運送又は保管させるため(会計規程第24条第1項第5号に該当)	非公表	2,489,582	—	—	長期継続契約	5	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度文楽公演における囃子方の出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘/大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	望月太明蔵社中	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	18,992,027	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度文楽公演に関する上演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘/大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	公益財団法人文楽協会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	411,714,874	—	—	文楽技芸員はすべて当該契約相手方の所属であるため。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度 第25期文楽研修生の宿泊に関する契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘/大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年5月1日	スカイコートホテル株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,200,600	—	—	当該相手方の運営するホテルは、国立劇場の近辺で、一般料金より低廉な宿泊料金の適用が可能であり、施設内で朝夕の食事の提供も受けられる。また、宿泊代等は全て後日精算し、請求書で振込みが可能である。上記条件を満たす施設は近辺には当該契約相手方以外に存在しない。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
第12回文楽若手会の出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘/大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年5月8日	公益財団法人文楽協会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,176,570	—	—	文楽技芸員はすべて当該契約相手方の所属であるため。	11	
平成24年5月舞踊公演「菅原草紙」の舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月13日	株式会社花柳	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,240,000	—	—	当該業務を履行できる業者は当該契約相手方以外に存在しない。	12	
平成24年5月舞踊公演「菅原草紙」の舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月17日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	7,818,720	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24～29年度施設利用システムソフトウェア賃貸延長(平成24年6月から60ヶ月)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月22日	日本電気株式会社/NECキャピタルソリューション株式会社	芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合で相手方が特定される場合(特例第11条第2号に該当)	非公表	23,839,200	—	—	当システムの開発及び導入は当該契約相手方が行っており、著作権についても同社が保有している。同社がパッケージのソースプログラムを開示していないため、他の業者が機器へのセットアップや保守を実施することは不可能である。 以上の理由から、当該契約相手方以外に契約相手方は存在しない。	5	
平成24年6月特別企画公演「伎楽」出演契約(天理大学雅楽部)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月23日	天理大学雅楽部	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,498,000	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	
平成24年6月特別企画公演「伎楽」出演契約(法相宗大本山薬師寺)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月23日	法相宗大本山薬師寺	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,265,500	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	
平成24年6月歌舞伎鑑賞教室公演かつら賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月24日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,883,805	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成24年6月歌舞伎鑑賞教室公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月24日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,788,210	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成24年6月歌舞伎鑑賞教室公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月24日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,899,386	—	—	歌舞伎役役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成24年6月歌舞伎鑑賞教室出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年5月24日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	16,324,757	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度インターネットチケット販売システムのOut of memory error及びDBロック問題等の調査	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月4日	日本電気株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,835,000	—	—	当システムは、当該契約相手方が設計、開発したシステムである。同社は、同システムの設計、開発に加え、開発ソフトウェアが稼動するための環境構築、システム運用に必要なマスタ設定及び各連携システムとの連携作業及び動作確認等のすべての設定を実施した唯一の業者であり、短期間に総合的な要因調査を実施できるのは同社以外ない。	12	
平成24年度国立劇場おきなわ用地の購入(浦添市土地開発公社)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月11日	浦添市土地開発公社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	35,090,000	—	—	当該契約相手方が所有する土地の購入であるため、競争相手方が存在しない。	5	
平成24年度国立劇場おきなわ用地の購入(沖縄県土地開発公社)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月11日	沖縄県土地開発公社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	20,256,500	—	—	当該契約相手方が所有する土地の購入であるため、競争相手方が存在しない。	5	
平成24年6月文楽既成者研修発表会「第1回文楽若手会」出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年6月19日	公益財団法人文楽協会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,880,320	—	—	文楽技芸員はすべて当該契約相手方の所属であるため。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年7月歌舞伎鑑賞教室公演かつら賞貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月25日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,510,215	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成24年7月歌舞伎鑑賞教室公演舞台衣裳の貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月25日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,764,585	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成24年7月歌舞伎鑑賞教室公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月25日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,025,430	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年7月歌舞伎鑑賞教室公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月25日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,390,954	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成24年7月歌舞伎鑑賞教室出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月25日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	19,637,257	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成24年7月歌舞伎鑑賞教室出演者への宿泊の提供	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年6月25日	株式会社京王プレッソイン 京王プレッソイン東銀座	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,095,570	—	—	歌舞伎俳優は全て松竹櫛に所属し、当該契約相手方は、松竹の歌舞伎公演で歌舞伎俳優が使用しているホテルであるため。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度日本芸術文化振興会所蔵絵画の調査及び修復	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年7月2日	株式会社額装舂水	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	6,972,000	—	—	本件対象絵画の素材、構造、特質等を熟知している上、傷み具合についての正確な状態把握と的確な修復手段を判断できるのは当該契約相手方以外に存在しない。	11	
平成24年度「公文書等の管理に関する法律」施行に伴う総合文書管理システムの改修	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年7月13日	富士通エフ・アイ・ピー株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,879,350	—	—	当システムは当該契約相手方が著作権を有するパッケージ製品が使われているため、システム販売保守を請け負っている同社しか改修することができない。以上の理由から、同社以外に契約相手方は存在しない。	12	
平成24年7月歌舞伎鑑賞教室神奈川公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年7月19日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,882,353	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成24年8月上方歌舞伎会衣裳貸借および役務提供	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年7月20日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,800,560	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度舞踊式道具更新	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年7月24日	日本総合舞台美術株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,833,550	—	—	発注意図に即した大道具を製造できる会社は、「歌舞伎小道具製作」(平成8年5月10日指定)並びに「歌舞伎大道具(背景画)製作」として「文化財保存技術」の団体指定を受けている藤浪小道具株式会社、金井大道具株式会社等により構成される当該契約相手方において他にないため、競争性がない。	11	
平成23年度財務諸表の官報掲載	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年7月30日	東京官書普及株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,373,972	—	—	官報への掲載業務を行っているのは、東京都官報販売所である上記契約相手方以外に存在しない。	6	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年9月雅楽公演出演契約(宗教法人四天王寺)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年8月17日	宗教法人四天王寺	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,338,400	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年9月雅楽公演出演契約(天王寺楽所雅亮会)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年8月17日	天王寺楽所雅亮会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,081,460	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年9月特別企画公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年8月23日	有限会社遙【HAL】	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,376,630	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	
平成24年9月～平成25年3月国立劇場大小劇場及び演芸場照明設備保守	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年8月31日	東芝エルティエーエンジニアリング株式会社	緊急で契約する必要があったため(会計規程第24条第1項第2号に該当)	非公表	6,615,000	—	—	本件は一般競争入札の結果、他社と年間契約をしていたが、協議の上、合意解約となった。迅速な保守業務を行うには、本件設備を熟知した業者に業務を委託する必要がある。以上のような理由から、本件設備の大部分の機器の納入者を承継しており、本件設備の保守の実績がある当該契約相手方と契約を締結する。	12	
「平成24年度チケットセンター業務に係る労働者派遣」期間延長分	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年9月1日	株式会社経営管理センター	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,166,815	—	—	派遣期間延長の為	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度国立能楽堂録音調整卓のオーバーホール一式	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年9月7日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,983,365	—	—	当該契約相手方は、当機器の販売窓口であり、能楽堂の収録設備として同社が納入した経緯があり、また、同設備保守も同社と契約を締結している。上記の理由より同社と契約を締結する。	12	
「加賀の能楽名品展」借用能狂言面修復業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年9月16日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,942,500	—	—	当該契約相手方は、長年にわたり能面修復を手がけ、国立能楽堂所蔵作品についても、国立能楽堂の修復方針に従い、これまでも確実な修復実績を積んできているため。	11	
平成24年10月歌舞伎公演かつら賃貸	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年9月26日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,631,287	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成24年10月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年9月26日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	10,425,555	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
国立文楽劇場客席固定席修理	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年9月26日	ココロエンジニアリング&テクノロジー株式会社	緊急で契約する必要があったため(会計規程第24条第1項第2号に該当)	非公表	1,948,800	—	—	事故により破損した客席を急遽修理する為、製造元である当該契約相手方に依頼する。	12	
平成24年10月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年9月26日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	35,208,744	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成24年10月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年9月26日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,265,795	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成24年10月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年9月26日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,248,163	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年11月文楽公演における長唄演奏者の出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年10月10日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,200,000	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	
平成24年10月邦楽公演(文楽素浄瑠璃の会)出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年10月17日	公益財団法人文楽協会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,382,920	—	—	文楽技芸員はすべて当該契約相手方の所属であるため。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年11月歌舞伎公演かつら賃貸	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年10月25日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	7,532,595	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成24年11月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年10月25日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	12,954,270	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成24年11月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年10月25日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	33,085,030	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成24年11月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年10月25日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,755,410	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成24年11月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年10月25日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,115,243	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成24年11月声明公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年10月26日	宗教法人大念佛寺	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,490,000	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年12月歌舞伎公演かつら賃賃借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年11月21日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,597,005	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成24年12月歌舞伎公演舞台衣裳の賃賃借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年11月21日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	11,603,865	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成24年12月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年11月21日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	53,398,271	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成24年12月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年11月21日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,406,810	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成24年12月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年11月21日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,756,018	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
「近代歌舞伎年表名古屋篇第七巻」の刊行及び物品供給	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年11月27日	株式会社八木書店古書出版部	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	6,048,000	—	—	振興会が著作権を有する当該著作物について、当該契約相手方に対し、市販を目的として使用することを許可したため。	10	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年1月歌舞伎公演かつら賃賃借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年12月20日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,317,542	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成25年1月歌舞伎公演特殊小道具の賃賃借・作成及び特殊効果等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年12月20日	有限会社アトリエカオス	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,975,000	—	—	当該業務を履行できる業者は当該契約相手方以外に存在しない。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年1月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務・茂木賢三郎/東京都千代田区隼町4-1	平成24年12月20日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	18,551,085	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
羽田空港内国際線ロビーへの国立劇場柱広告の掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務・茂木賢三郎/東京都千代田区隼町4-1	平成24年12月20日	三晃株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,237,530	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場所における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	
平成25年1月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務・茂木賢三郎/東京都千代田区隼町4-1	平成24年12月20日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	56,845,924	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成25年1月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務・茂木賢三郎/東京都千代田区隼町4-1	平成24年12月20日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,303,595	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年1月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務・茂木賢三郎/東京都千代田区隼町4-1	平成24年12月20日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	7,429,411	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
新国立劇場(オペラ劇場・中劇場)パニプロジェクトオーバーホール	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務・茂木賢三郎/東京都千代田区隼町4-1	平成25年1月25日	東芝エルティエエンジニアリング株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	6,510,000	—	—	竣工当時より当機構の納入、保守管理を行ってきた会社から事業譲渡を受け、同機構を製産しているパニ社から日本国内における独占的販売権を付与されているのは当該契約相手方である。上記理由により、舞台・スタジオ照明に関して補修後の保証ができるのは同社のみである。	12	
海外の文化芸術活動に関する助成制度の事例等調査に係る職員の旅行手配	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務・茂木賢三郎/東京都千代田区隼町4-1	平成25年2月18日	株式会社日本旅行	緊急で契約する必要があったため(会計規程第24条第1項第2号に該当)	非公表	1,683,510	—	—	調査先とのスケジュール調整等に時間を要したこと等から、契約に必要な日数を確保することができなかった。また、このような短期間で航空券等の手配を行うには、これまでに同様の海外調査活動に関する手配の実績を有し、かつ迅速に対応できる業者が適切と考え、当該契約相手方と契約する。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度財務会計等システムのセキュリティ機能等に関する改修	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年2月20日	日本電気株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,305,000	—	—	当システムは当該契約相手方のパッケージ製品が使われているため、ソフトウェア、データベース構造等を開示することができず、著作権を同社が所有しており他者が改修することができない。以上の理由から、同社にしか当該業務を履行できない。	12	
平成25年3月歌舞伎公演かつら賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年2月25日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,608,785	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成25年3月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年2月25日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	12,470,955	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成25年3月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年2月25日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	18,899,212	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成25年3月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年2月25日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,987,985	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年3月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年2月25日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,790,563	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成24年度チケットセンター電話交換設備プログラムの改修作業	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年3月1日	沖電気工業株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,522,500	—	—	本件は、電話交換機を納入した当該契約相手方が製造した当該契約相手方が製造した機器プログラムの一部を変更改修するものであり、当該設備の構造及びプログラムは、同社の知的財産で公開されておらず、他の企業がこれを取得することはできない。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年3月琉球芸能公演舞台衣裳及び小道具の賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年3月4日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,179,040	—	—	当該業務を履行できる業者は当該契約相手方以外に存在しない。	12	
平成25年3月琉球芸能公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年3月4日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,085,730	—	—	出演俳優が当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成24年度施設利用システムのセキュリティ機能等に関する改修	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年3月7日	日本電気株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,252,500	—	—	当システムはパッケージ型ソフトウェアを基にカスタマイズを行ったもので、開発及び導入は当該契約相手方が行っており、著作権についても同社が保有している。同社がパッケージのソースプログラムを開示していないため、他の業者が改修を実施することは不可能である。以上の理由から、契約相手方は同社以外に存在しない。	12	
平成24年度プロマイド調査・データ作成等業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,299,600	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度歌舞伎俳優名跡便覧の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,216,200	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度葛西職員宿舎の賃貸借の更新	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	三井不動産住宅リース株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,880,000	—	—	当該契約相手方が所有する不動産の賃貸借であるため、競争相手方が存在しない。	5	
平成24年度錦絵図録調査・データ作成等業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,500,850	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,593,950	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,342,250	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,083,250	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,961,250	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,143,800	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立劇場おきなわで使用するガスの需給	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	沖縄瓦斯株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,437,253	—	—	当該契約相手方以外に存在しないため。	8	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立劇場おきなわで使用する電気	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	沖縄電力株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	46,435,145	—	—	沖縄県内で、電力供給が可能な業者は、当該契約相手方以外に存在しないため。	8	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立劇場自主公演報道配布用・取材写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,397,388	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での適切なポイントを選することなく撮影すること可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立能楽堂公演記録資料ファイリング・データ作成等業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,826,750	—	—	当該業務においては、各演目の出演者と場面の識別・選定といった、経験と専門的知識が要求されるだけでなく、データ作成・入力および整理能力が必要とされる。平成19年度より、派遣業者を通じて本業務に携わってきた当該契約相手方と契約を締結する。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度国立能楽堂構内で使用する電気	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年4月1日	東京電力株式会社	競争に応ずる入札がない場合、入札がなれ合いによる場合若しくは条件に合致していないものである場合(特例第11条第1号に該当)	非公表	18,455,955	—	—	一般競争に付したが、参加者不在。平成24年4月からの値上げが公表されたため、値上げ公表前に積算した予定価格による随意契約交渉は困難となり、関東地域における一般電気事業者である当該契約相手方と契約を締結する。	8	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立能楽堂能面・能装束に関する調査およびデータベース作成等業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,264,950	—	—	当該業務においては、高度な専門的知識とデータベース作成能力が要求されるとともに、経験と継続性も必要である。平成19年度より、能面の修復や資料の調査などを依頼してきた当該契約相手方と契約を締結する。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立文楽劇場におけるステール写真、自主公演報道配布用写真及び普及・宣伝用舞台写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,943,550	—	—	当該契約相手方は、文楽等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上で適切なポイントを逸することなく撮影すること可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度国立文楽劇場構内で使用する電気	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	関西電力株式会社	競争に応ずる入札がない場合、入札がなれ合いによる場合若しくは条件に合致していないものである場合(特例第11条第1号に該当)	非公表	42,572,970	—	—	一般競争に付したが、不落。特定規模電気事業者に対し随意契約の交渉を行うべきであるが、東日本大震災以降の電力不足を受け、交渉は困難であったため、関西地域における一般電気事業者である当該契約相手方と契約を締結する。	8	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度上演資料集の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,728,900	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度上演資料集の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,024,100	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成24年度新国立劇場熱媒供給	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	東京オペラシティ熱供給株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	261,192,893	—	—	都市計画法に基づいて供給を受けているため、当該契約相手方以外に存在しない。	8	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度国立劇場歌舞伎公演解説書及び歌舞伎鑑賞教室公演解説書用取材写真撮影の業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年4月11日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,484,450	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、適切なポイントを逸することなく撮影すること可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
新国立劇場オペラ劇場舞台吊機構制御盤整備工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年8月29日	三菱重工メカトロシステムズ株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	35,401,695	—	—	当設備は、当劇場向けに個別に作成された物であり、施工に当たった会社から事業を継承した当該契約相手方の「著作物」に当たる。この自社開発プログラム等に関し、同社は開示を一切認めていない。 上記要因を検討した結果、同社以外には、本件工事を施工することは不可能である。	12	
新国立劇場(中劇場)舞台機構設備制御盤整備工事(追加)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年3月4日	森平舞台機構株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,250,000	—	—	当機構は、新国立劇場向けに個別に作成された物であり、施工に当たった当該契約相手方の「著作物」に当たる。この自社開発プログラム等に関し、同社は一般公開及び金銭等の対価による開示を一切認めていない。 上記要因を検討した結果、著作者である同社以外が、本件工事を施工することは不可能である。	12	
新国立劇場連絡設備分電盤整備工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年1月15日	ヤマハサウンドシステム株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,200,000	—	—	本件工事に当たっては音響設備全体のプログラム等、施工に当たった当該契約相手方の「著作物」が必要となる。しかし、この自社開発プログラム等に関し、当社は開示を一切認めていない。 上記要因を検討した結果、著作物を有する同社以外が、本件工事を施工することは不可能である。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
新国立劇場(オペラ劇場・中劇場・小劇場)舞台照明伝送盤整備工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年1月25日	東芝エルティーエンジニアリング株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,975,000	—	—	当機構は新国立劇場向けに個別に作成された物であり、独自の機能を保持している。そのため、施工に当たった会社から事業譲渡されている当該契約相手方の「著作物」に当たる。この開発プログラム等に関し、同社は開示を一切認めていない。上記要因を検討した結果、同機構の著作者である会社以外が、本件工事を施工することは不可能である。	12	
新国立劇場(中劇場)舞台機構制御盤整備工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年1月25日	森平舞台機構株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,135,000	—	—	当機構は、新国立劇場向けに個別に作成された物であり、施工に当たった当該契約相手方の「著作物」に当たる。この自社開発プログラム等に関し、同社は一般公開及び金銭等の対価による開示を一切認めていない。そのため、上記要因を検討した結果、著作者である会社以外が、本件工事を施工することは不可能である。	12	
平成24年度国立劇場小劇場床機構挟まれ検知改修工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成24年10月29日	森平舞台機構株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,240,000	—	—	当機構を設計、施工し設置したのは当該契約相手方である。製品についての全データ、さらには保守メンテナンス時の各機構稼働データは同社が持っており、特に制御システム全体から各部の回路についての詳細な情報は、本工事をを行うにあたって欠かせないものであるが、同社はこの情報の開示を認めていない。上記要因を検討した結果、必要な情報を持ち工事を行うことが出来るのは、同社を置いて他にない。	12	

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成24年度国立劇場大劇場吊物機構操作盤改修工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年11月5日	三精輸送機株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	12,285,000	—	—	本機構を設計、施工、設置を行ったのは当該契約相手方である。製品についての全データ、さらには保守メンテナンス時の各機構稼働データは同社が持っているが、特に制御システム全体から各部の回路についての詳細な情報は、本工事を行うにあたって欠かせないものであるが、同社はこの情報の開示を認めていない。上記要因を検討した結果、必要な情報を持ち工事を行うことが出来るのは、同社において他にない。	12	
電話料金(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	NTTコミュニケーションズ株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,215,141	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
電話料金(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	東日本電信電話株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,729,082	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
電話料金(能)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年4月1日	東日本電信電話株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,170,116	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
電話料金(文)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員立文楽劇場部長・桜井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	西日本電信電話株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,612,232	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
料金後納郵便(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成24年4月1日	郵便事業株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	13,099,552	—	—	長期継続契約		9 契約金額は単価契約における総支出実績額
料金後納郵便(能)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年4月1日	郵便事業株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,259,170	—	—	長期継続契約		9 契約金額は単価契約における総支出実績額

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
料金後納郵便(文)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・榎井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	郵便事業株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,715,678	—	—	長期継続契約		9 契約金額は単価契約における総支出実績額
ガス料金(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	株式会社東京ガス	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	21,982,162	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
ガス料金(能)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年4月1日	株式会社東京ガス	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	8,522,246	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
水道料金(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	東京都水道局	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	31,452,747	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
水道料金(能)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成24年4月1日	東京都水道局	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	6,625,971	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
水道料金(文)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・榎井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成24年4月1日	大阪市水道局	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,911,899	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
水道料金(沖縄)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成24年4月1日	浦添市水道事業	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,568,819	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。